

社会福祉法人 容雅会 高齢者虐待防止のための指針

1.本指針の目的

- (1)本指針は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日 老発 214 厚生省老人保健福祉局長通知)」における「第 1 一般的事項 20 虐待の防止(基準第 31 条の 2)② 虐待の防止のための指針」として、定めるものです。
- (2)令和 3 年度介護報酬改定に伴う「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第四十六号)改正において、虐待防止対策をとることが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じることが求められました。

2.施設における虐待防止に関する基本的な考え方

- (1)当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。
- ① 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ② 介護・世話の放棄・放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
 - ③ 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
 - ④ 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
 - ⑤ 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3.虐待防止に関する委員会その他施設内の組織

- (1)当施設では、虐待の発生防止に努める観点から「身体拘束委員会」(以下「委員会」)にて身体拘束の廃止とともに協議します。委員会の運営責任者は施設長とし、運営に関する基準で定められている「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」)とみなします。
- (2)委員会は委員長が招集し、3 か月に 1 回以上の定期の会議と、必要に応じて臨時会議を開催します。委員会で得られた結果(施設における虐待に対する体制、虐待の再発防止策等)は、職員への周知を図ります。

(3)委員会に於ける虐待防止分野の議題は、委員長が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ①委員会その他施設内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に 関すること
- ⑥虐待等が発生した場合に、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(4)利用者・および職員の人権等の権利が著しく損なわれた場合もしくは、その恐れがある場合に理事長は必要な人材を招集し権利擁護委員会を開催し必要な対策等を協議し対応および対策を講じます。

4.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1)職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2)研修は年2回以上実施し、職員の新規採用時にも実施します。

5.虐待が発生した場合の対応に関する基本方針

- (1)虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対処します。
- (2)緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)職員が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合は、担当者へ報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談し、必要に応じて臨時の委員会の開催を招集します。
- (2)担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項(1)職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者等が担当者を代行します。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3)確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、上述「5.虐待が発生した場合の対応に関する基本方針」に依り、必要な措置を講じます。
- (4)実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか

を検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行います。

7.成年後見制度の利用支援

- (1)利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8.虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者(施設長)に報告します。
- (2)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3)対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1)入居者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10.その他虐待防止の推進のために取り組む事項

- (1)権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

11.附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。